

川崎市エイズカウンセラー派遣取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、エイズ患者・H I V感染者及びその家族等（以下「患者等」という。）に対する心理的支援を行うためにエイズカウンセラーを派遣することを目的とする。

（派遣対象）

第2条 川崎市保健所長（以下「保健所長」という。）は、必要に応じ、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）等にカウンセラーを派遣し、エイズに関するカウンセリングを行い、またはカウンセリングに関する助言等を行わせることができる。

（派遣の申込み）

第3条 保健所支所長等は、カウンセラーの派遣が必要と認めた場合は、文書（様式第1号）をもって保健所長に申し込まなければならない。

（派遣の決定）

第4条 保健所長は、派遣の申込書に基づきカウンセラーの派遣を決定するものとする。

（カウンセラーの資格）

第5条 カウンセラーは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等において心理学又は医学のいずれかの学科を卒業した者又はこれと

同等の知識を有する者で、エイズに関する深い理解のある者の中から選考するものとする。

（カウンセラーの派遣）

第6条 カウンセラーの派遣については、予め選考した者の中から派遣申込日時に実施可能な者を派遣するものとする。

（カウンセラーの業務内容）

第7条 カウンセラーは、保健所長の指示を受け、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）等においてカウンセリング等を行う。

2 カウンセラーが地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）等において患者等にカウンセリングを実施する時は、必ず相談事業に関係する職員と連携をし、実施する。

3 カウンセラーは、患者等のプライバシーにかかる情報やカウンセリングの内容について、相談事業に関係する職員に必要な報告をするほか、他に報告を要しないものとする。

（秘密を守る義務）

第8条 カウンセラーは、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（謝礼）

第9条 カウンセラーの地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）等への派遣に対する謝礼は、予算の範囲内で支給するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が定める。

附 則

この要領は平成 9 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は平成 24 年 7 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。